

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人金澤町家活用推進機構と称する。

(目 的)

第2条 当法人は、金澤町家の改修と活用を推進する活動を行い、もって金沢市におけるまちづくりの進展に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

1. 金澤町家の改修と活用
2. 金澤町家の改修と活用の支援
3. その他前条の目的を達成するため必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を金沢市に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告方法は、官報に掲載してする。

第2章 会 員

(会 員)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- 1 正会員 当法人の目的に賛同し入会した者
- 2 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した者

(入 会)

第6条 当法人の成立後会員となるには、当法人所定の入会申込書により入会の申込をし、代表理事の承認を得なければならない。

(経費の支払義務)

第7条 会員は、社員総会で定める額の経費を支払わなければならない。

(会員名簿)

第8条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

② 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 会)

第9条 会員は、次に掲げる事由によって退会する。

- 1 会員本人の退会の申し出。ただし、退会の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。
- 2 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき
- 3 死亡
- 4 総社員の同意
- 5 除名

② 会員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章 社員総会

(招集)

第10条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- ② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。
- ③ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第11条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第12条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第14条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事及び代表理事

(理事の員数)

第16条 当法人の理事の員数は、1名以上とする。

(理事の資格)

第17条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(理事の選任の方法)

第18条 当法人の理事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第19条 当法人に理事が2人以上いるときは、理事の互選によって代表理事1人を選定するものとする。

(理事の任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前

任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第21条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第22条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第23条 拠出された基金は、当法人が解散するまでは返還しない。

(基金の返還の手続)

第24条 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第6章 計算

(事業年度)

第25条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の不分配)

第26条 当法人は、剰余金の分配はしないものとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第27条 代表理事又は理事は、毎事業年度、計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告を定時社員総会に提出しなければならない。

② 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第28条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書を、定時社員総会の日から1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第29条 この定款は、社員総会における決議によって変更することができる。

(解散)

第30条 当法人は、社員総会における決議によって解散する。

(残余財産の帰属)

第31条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附則

(設立時の役員)

第33条 当法人の設立時理事は、次のとおりとする。

設立時理事 川上光彦

設立時理事 越島裕昭

設立時理事 高橋和子（井上和子）

設立時理事 松本有未

設立時理事 豊島祐樹

（設立時の代表理事）

第34条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

石川県金沢市元町二丁目19番11号 設立時代表理事 川上光彦

（最初の事業年度）

第35条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年5月31日までとする。

（定款に定めのない事項）

第36条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

平成29年6月5日

平成30年9月10日 変更